

2021年3月14日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

# EVER NEWS

連載

- 犯罪被害者としてできることについて (その1 概要)
- 口コミランキングサイトでの誤った表示で賠償を命じたケースについて

## ■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol. 84



エバー総合法律事務所

# 犯罪被害者としてできることについて (その1 概要)

犯罪被害者となられた場合、私たち弁護士を通じて刑事告訴や賠償請求などを行う方法がありますが、今回は、刑事手続などに関連して、捜査機関や裁判手続中にどのような被害者側のための手続があるのかについて概要についてご紹介したいと思います。個々の手続の詳細についてはまた機会を改めてご紹介します。

## 1 相談の窓口について

犯罪被害を受けた場合、その犯罪の内容に応じてどのような対応をすべきか、私たち弁護士への相談のほか、①県警では、各警察署の相談窓口に加え、被害者支援要員制度や被害者支援センターという制度を、②検察庁では被害者支援員制度を設けており、事案の必要性に応じて様々な相談への対応や支援の役割を果たしています。性的な犯罪など相談しにくい相談にも対応できる窓口も設けられています。

## 2 被害者通知制度について

捜査機関が事件として取り扱うことになった場合、被害者や親族等の方々は、事件の処分や裁判所結果など関心を持たれるかと思えます。そのような方のために検察庁も警察署も、被害者へ、処分や結果の状況について連絡する制度があります。軽微な事件は除かれますが、各捜査機関に加害者の処分状況について情報の提供を求めることができます。

## 3 捜査情報や裁判情報の提供

捜査情報については被害者といえども原則提供されることはありませんし、記録を閲覧することも通常はできません。しかし、加害者が不起訴になった場合、交通事故に関する実況見分調書等の証拠については、その事件に関連する民事裁判の文書送付嘱託手続や弁護士会からの照会制度を利用して取得することができます。交通事故以外でも、事案によっては民事裁判などにおいて一部の証拠を取得することが可能な場合もありますので弁護士等にご相談ください。

加害者が刑事裁判になった場合には、裁判所が認めた場合に限りませんが、裁判記録の一部を閲覧したりコピーすることができます。判決の確定後は検察庁で記録を保管することになり、法律で禁じられた場合以外は閲覧やコピーを取得することができます。

## 4 被害者参加制度について

一定の事件については、被害者が刑事裁判に参加して、公判期日（刑事裁判が開かれる期日のこと）に出席したり、被告人質問（加害者への質問です）をしたり、意見陳述をすることができます。また、被害者参加制度を利用する場合には、弁護士に委託して援助を受けることができますし、経済的に余裕のない場合には被害者参加人のための国選弁護制度もあります。

## 5 刑事和解について

被告人と被害者との間で、犯罪から生じた損害に関して民事上の裁判外の合意（示談）が成立した場合には、事件係属中の刑事裁判所に申し立てると、合意内容を公判調書（刑事裁判の開催記録が記載されている文書です）に記載され、民事上の裁判で和解が成立したのと同じ効果を生じます。被告人がこの約束を履行しない場合には、強制執行ができることとなります。

## 6 損害賠償命令制度について

殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件などの被害者又はその相続人などの方は、刑事手続に付随して、賠償請求を求める制度があります。具体的には刑事裁判の起訴状に記載されている犯罪事実をもとに損害賠償を求めるものです。申立を受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪判決を下した後に、刑事裁判所の訴訟記録を証拠として取調べ、原則として4回以内の審理期日で損害賠償命令の申立てについて決定を下します。異議があった場合には通常の民事裁判の手続に移行しますが、刑事裁判の内容を利用するため簡易迅速であることと、申立手数料が低額であることなど被害者に利用しやすくなっています。

## 7 被害回復のための財産支援制度について

詐欺などの場合に、刑事裁判により加害者からはく奪した財産を金銭化して被害者に支給する制度や、通り魔などにより被害を被った方やそのご遺族への犯罪被害給付金の制度があります。

以上の内容については、検察庁や警察のホームページなどでも紹介しています。お悩みの場合には私たち弁護士や各窓口にご相談ください。



# 口コミランキングサイトでの誤った表示で賠償を命じたケースについて

## 1 はじめに

インターネットで口コミサイトをご覧になられたり、また広告方法として検討されている方もおられると思います。今回は、口コミランキングサイトで不正行為があったケースで、賠償が認められた事例がありましたのでご紹介したいと思います。

## 2 事案の内容

ある外装塗装リフォーム業者（「Y」とします）が、自ら管理・運営している口コミサイトで、自分をランキング1位と表示しました。これに対して、同業者（「X」とします）が、この表示行為は不正行為であるとして損害賠償を求めました。このケースでは、不正競争防止法という法律に基づいて、表示行為が不正競争行為だとし損害賠償請求を提起したものです。不正競争防止法とは、不正な競争手段で事業を行った場合に、その方法で営業上の利益を侵害されたり、また侵害されるおそれがある場合に、その不正競争行為を停止させたり、また損害賠償を請求できるという法律です（Vol.49ではこの法律について紹介していますのでバックナンバーをご覧ください。バックナンバーはホームページに掲載しています）。

そしてこのケースでは、この法律が定めるいくつかの要件のうち、「役務（サービスのことです）」の「広告」に用いる「通信」に、「役務の質、内容」について「誤認をさせるような表示」をさせたことにあたるかということが問題になりました。該当する場合には損害の有無、損害額も問題になります。

## 3 判断について

裁判所は、口コミサイトという性格から、このサイトを閲覧する方の属性が工事業者を探そうとする一般需要者であり、このサイトとの表示を見た訪問者には、表示されたランキングが、事業者の提供するサービスの質、内容に関する投稿者の主観的な評価が表示されたものという認識が生じるため、ランキング表示はサービスの質

や内容について表示するものだと捉えました。そして証拠上、Yが架空の投稿を行っていること、ランキング表示と投稿の実態とが異なっていることから、サービスについて誤認を表示させる行為があったと認定しました。その上でXに損害が生じたかという点を検討しました。結果的には、Yが虚偽のランキング表示をしたことでXの業務上の損害が発生したとまでは認定できないとしました。しかし、調査費用や訴訟のための弁護士費用（Yを突き止めるための裁判もしていました）など一部はYの行為による損害として認めました。

## 4 コメント

損害額の算定が困難な場合にも民事訴訟法上は損害額を認定する規定はありますが、このケースではYの不当な表示によってXの営業利益が減少したという因果関係は認められないとしたのです。しかし、Y自体の行為が問題ないということではなく、あえて火中の栗を拾ったXの行為について調査費用や弁護士費用などを認め、その限りでXの労に報いたものと思われます。

事業者が消費者に宣伝と気づかれぬように宣伝を行うことは「ステルスマーケティング」と言われ、従前より不当景品類及び不当表示防止法（「景表法」）の関係で問題となる可能性を指摘されてきました。この法律では、商品やサービスの品質、規格その他の内容について、実際のものより著しく優良だと示したり、他の業者の商品やサービスなどより著しく優良だと示して消費者に働きかける行為は禁止されています。このような行為があった場合には行政が差止など防止に必要な措置を命じることができます。また課徴金命令なども課すこともできます。このケースでは、Xの起こした裁判によってYの虚偽性が明らかになり、まさに景表法が問題となることが明らかとなりました。その後景表法との関係でどのようなことになったのかは不明ですが、宣伝の方法を間違えると様々な点で問題が生じることもありますのでご注意ください。広告等でトラブルを生じた場合にはご相談ください。

無料相談会  
のご案内

2021年3月16日火曜日、3月22日月曜日、3月31日水曜日、4月7日水曜日のいずれも午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

# 料金

## のご案内

### 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

### 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

### 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

#### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

#### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

#### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

# 事務所

## のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

### エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

#### 業務時間

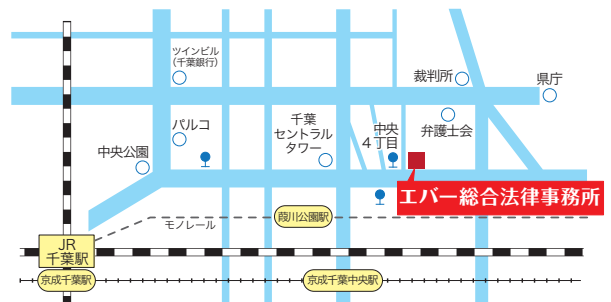
午前9時より午後6時まで

\*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

#### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。